

町有財産（法定外公共物）管理事務等取扱要領

平成17年11月  
令和4年4月改正

多 可 町

## 町有財産（法定外公共物）管理事務等取扱要領

### 第1節 総則

#### 1 趣旨

この要領は、町所管の公共用財産の用途廃止及びこれに伴う引継ぎ並びにその代替施設の新設等の町有財産の管理事務について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 意義

この要領において、「公共用財産」とは町が管理する町有財産のうち、次に挙げるものをいう。

- (1)道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路
- (2)河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受けない又は準用されない河川
- (3)海岸法（昭和31年法律第101号）、港湾法（昭和25年法律第137号）等の適用を受けない海浜地
- (4)前各号に挙げるもののほか、これらに類するもの

### 第2節 用途廃止

#### 1 意義

用途廃止とは、特定の行政目的の用に供されていた行政財産が、それらの行政目的に供されなくなった場合に、町長がその行政財産の供用を廃止することである。本節は、町法定外公共物管理条例第15条に基づく公共用財産の用途廃止手続き及び町普通財産への引継について定めたものである。

#### 2 要件

- (1)当該財産が、公共用財産として機能を失っており、これを将来とも元の用途に供する必要がないと認められること。
- (2)地域開発により、当該財産を公共用財産として存置する必要がないこと。
- (3)その他当該財産を公共用財産として存置させることが、不適當又は不必要であると認められること。

#### 3 用途廃止の申請

公共用財産について用途廃止の申請をしようとする者は、町所管公共用財産用途廃止申請書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて、町長に提出するものとする。

- (1)用途廃止の理由書
- (2)印鑑証明書
- (3)官民有地境界協定図写し又は隣接土地所有者の境界同意書
- (4)隣接土地登記事項証明書及び隣接土地所有者一覧表（様式第2号）
- (5)利害関係人の同意書（水利権者、隣接土地所有者、区長等の同意書）（様式第3号）
- (6)位置図

縮尺は、申請箇所を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、

かつ、建物、道路、橋、神社等主要な物件を記入した図面に当該財産を表示したのとする。ただし、既刊の地図に当該申請箇所を表示したのものをもってこれに代えることができる。

(7)閉鎖字限図及び公図等

法務局備付けの公図等から当該申請箇所及び隣接土地のすべてを含む広い範囲を正確に転写したものに、当該申請箇所を表示するとともに、次に掲げる事項を記入したものとする。

ア 字名及び地番

イ 当該公図の所在する法務局名

ウ 方位、縮尺が表示されている場合には、方位、縮尺

エ 代替施設の位置

オ 当該公図の転写年月日及び転写者の資格（職）氏名

なお、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍図が備え付けられている地域においては、上記の手続きにより作成の上、公図とともに提出するものとする。

(8)実測平面図

縮尺は、1/250 から1/500 までの間で現況を表示するのに適当なものとし、当該財産の箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した図面に次に掲げる事項を記入したものとする。

ア 郡、町、区、大字、字名及び地番

イ 測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名（製図者が別の場合には、その者の資格（職）氏名含む。）

ウ 水路については、矢印で流れの方向を示すものとする。

エ 代替施設

オ 横断面図の横断面

(9)横断面図

縮尺は、1/50 から1/100 までの間とし、地形に応じて必要箇所について作製した図面に、次に掲げる事項を記入したものとする。測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名（製図者が別の場合には、その者の資格（職）氏名含む。）

(10)求積図

縮尺は1/100 から1/500 までの間とし、面積求積線及びその数値を記入した図面に、次の掲げる事項を記入したものとする。

ア 作製者の資格（職）氏名

イ 面積計算表

なお、求積図作製方法は、次のとおりとする。

(ア) 登記可能な面積ごとに求積するものとする。その場合にはブロックごとに番号を付けるものとする。

(イ) 求積上の単位は、長さを「メートル」とし、面積を「平方メートル」とする。

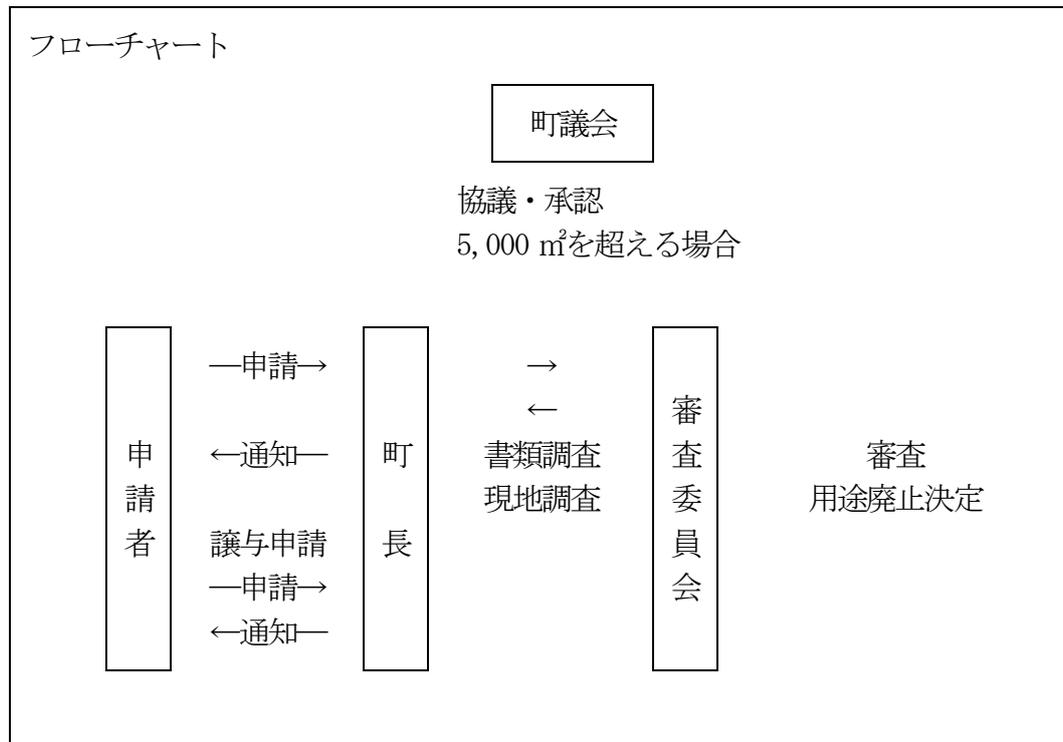
(ウ) 各ブロックの面積の端数処理は、各計算式において単位以下4位までを算出し、その総合計を単位以下3位以下を切り捨てるものとする。

(エ) 面積求積線は、少なくとも1/100メートルまで求めるものとする。

(11)用途廃止の申請者が法人（国又は法令により設置された公社、公団等を除く。）である場合にはその資格を証する書面

(12) 現況写真

(13) その他町長の必要と認める書類



#### 4 審査及び引継ぎ通知書の交付

- (1) 町長は、用途廃止申請書の提出があった場合には、遅滞なくこれを調査するものとし、補正を要するものについては、速やかに申請者に対して補正を求めるものとする。
- (2) 町長は、前号の規定による調査後、速やかに現地調査を行い、要件等に適合すると認められるものについては、審査委員会で審議するものとする。
- (3) 留意事項
  - ア 申請が定める要件を満たしているか。
  - イ 当該財産は、公共用財産であるか。
  - ウ 用途廃止箇所の前後において機能が残っていないか。
  - エ 近隣の開発等と整合が保たれているか。
  - オ 地番の設定されている財産の部分的用途廃止申請の場合には、あらかじめ分筆登記手続を行うこと。
  - カ 地番が設定されている財産の実測面積と公簿面積に差がある用途廃止申請の場合には、あらかじめ地積更正登記手続を行うこと。
  - キ 面積が5,000 m<sup>2</sup>を超える財産の用途廃止については、あらかじめ議会の議決を受ける必要があること。
  - ク 他の法令等に基づく許認可等と整合が図られているか。

#### 5 用途廃止財産の引継ぎ

建設課長は、公共用財産の用途廃止が決定された場合には、引継通知書（様式第4号）に申請図書1部を添付して当該財産を財政課長に引継ぐものとする。

### 第3節 付替

#### 1 意義

公共団体又は私人が、公共用財産の付替工事（代替施設の新設工事）を施工する場合の取扱いについて定めたものである。

#### 2 要件

- (1) 付替の申請者が当該付替工事の施工に対して十分な意思と能力を有すること。
- (2) 付替施設については、原則として現況施設と代替施設（水路の場合は開渠を原則とする。）とを比較して機能等の見地から価値が同程度か、それ以上であると認められること。
- (3) 代替施設は、その敷地とともに公共用財産として町有に帰属させることができるものであり、将来の管理上支障がないと認められること。

#### 3 付替許可の申請

公共用財産の用途廃止を受けるため、当該財産の付替をしようとする者は、町所管公共財産付替申請書（様式第5号）に次に掲げる図書を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 付替の理由書
- (2) 印鑑証明書
- (3) 官民有地境界協定図写し又は隣接土地所有者の境界同意書
- (4) 隣接土地の登記事項証明書等及び隣接土地所有者一覧表（様式第2号）
- (5) 利害関係人の同意書（水利権者、隣接土地所有者、区長等の同意書）（様式第3号）
- (6) 付替地について権原を有することを証する書面（付替地が申請者所有地であるときは、その登記事項証明書又は売買契約書の写し、付替地が他の者の所有地であるときはその者の付替同意書）

#### (7) 位置図

縮尺は、申請箇所を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ、建物、道路、橋、神社等主要な物件を記入した図面に当該財産を表示したものとする。ただし、既刊の地図に当該申請箇所を表示したものをもってこれに代えることができる。

#### (8) 閉鎖字限図及び公図等

法務局備付けの公図等から当該申請箇所及び隣接土地のすべてを含む広い範囲を正確に転写したものに、当該申請箇所を表示するとともに、次に掲げる事項を記入したものとする。

- ア 字名及び地番
- イ 当該公図の所在する法務局名
- ウ 方位、縮尺が表示されている場合には、方位、縮尺
- エ 代替施設の位置
- オ 当該公図の転写年月日及び転写者の資格（職）氏名

なお、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍図が備え付けられている地域においては、上記の手続きにより作成の上、公図とともに提出するものとする。

#### (9) 実測平面図

縮尺は、1/250 から1/500 までの間で現況を表示するのに適当なものとし、当該財産の箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した図面に次に掲げる事項を記入したものとする。

ア 郡、町、区、大字、字名及び地番

イ 測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名（製図者が別の場合には、その者の資格（職）氏名含む。）

ウ 水路については、矢印で流れの方向を示すものとし、流量計算を実施する。

エ 代替施設

オ 横断面図の横断面図

(10)横断面図

縮尺は、1/50 から1/100 までの間とし、地形に応じて必要箇所について作製した図面に、次に掲げる事項を記入したものとする。

測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名（製図者が別の場合には、その者の資格（職）氏名含む。）

(11)求積図

縮尺は1/100 から1/500 までの間とし、面積求積線及びその数値を記入した図面に、次の掲げる事項を記入したものとする。

ア 作製者の資格（職）氏名

イ 面積計算表

なお、求積図作製方法は、次のとおりとする。

(ア) 登記可能な面積ごとに求積するものとする。その場合にはブロックごとに番号を付けるものとする。

(イ) 求積上の単位は、長さを「メートル」とし、面積を「平方メートル」とする。

(ウ) 各ブロックの面積の端数処理は、各計算式において単位以下4位までを算出し、その総合計を単位以下3位以下を切り捨てるものとする。

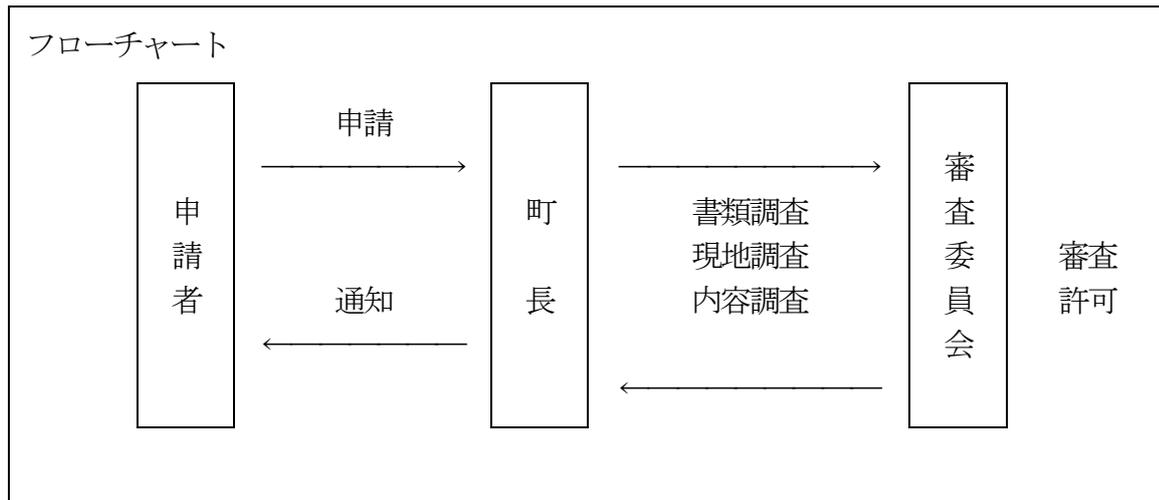
(エ) 面積求積線は、少なくとも1/100メートルまで求めるものとする。

(12)代替施設の構造図

(13)付替の申請者が法人（国又は法令により設置された公社、公団等を除く。）である場合にはその資格を証する書面

(14)現況写真

(15)その他町長の必要と認める書類



#### 4 調査及び審査

- (1)町長は、申請書の提出があった場合には、遅滞なくこれを調査するものとし、補正を要するものについては、速やかに申請者に対して補正を求めるものとする。
- (2)町長は、前号の規定による調査後、速やかに現地調査を行い、要件等に適合すると認められるものについては、町有財産法定外公共物審査委員会規定（平成17年11月1日適用）に基づいて審査するものとする。
- (3)留意事項
  - ア 申請が要件を満たしているか。
  - イ 当該財産は、公共用財産であるか。
  - ウ 他の法令等に基づく許認可等と整合性が図られているか。

#### 5 許可書の交付

町長は、公共用財産の付替が許可された場合には、申請者に対して許可書（様式第6号）を交付するものとする。

#### 6 工事の着手

申請者は、公共用財産の代替施設の工事に着手する前に着手届（様式第7号）を提出するものとする。

#### 7 完成検査

- (1)申請者は、公共用財産の代替施設の工事が完成後、速やかに完成届（様式第7号）を次に掲げる図書を添えて、提出するものとする。
  - ア 工事の工程ごとの写真（1断面につき1箇所程度）
  - イ 新たに設置した境界標識による官民境界がわかる写真
  - ウ その他町長の必要と認める書類
- (2)町長は、上記の規定により完成届が提出されたときは、工事完成検査を行うものとする。

## 第4節 改築許可

### 1 意義

公共団体又は私人が、公共用財産の改築工事をする場合の取扱いについて定めたものである。

### 2 要件

- (1)公共用財産の機能向上又は機能の保持につながると認めること。
- (2)法令の定めにより公共用財産の改築が必要とされること。

### 3 公共用財産の改築許可申請

公共用財産について改築許可の申請をしようとする者は、町所管公共用財産改築許可申請書（様式第8号）に次に掲げる図書を添えて町長に提出するものとする。

- (1)改築の理由書
- (2)印鑑証明書
- (3)官民有地境界協定図写し又は隣接土地所有者の境界同意書
- (4)隣接土地登記事項証明書及び隣接土地所有者一覧表（様式第2号）
- (5)利害関係人の同意書（水利権者、隣接土地所有者、区長等の同意書）（様式第3号）
- (6)位置図

縮尺は、申請箇所を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ、建物、道路、橋、神社等主要な物件を記入した図面に当該財産を表示したのものとする。ただし、既刊の地図に当該申請箇所を表示したのものをもってこれに代えることができる。

#### (7)閉鎖字限図及び公図等

法務局備付けの公図等から当該申請箇所及び隣接土地のすべてを含む広い範囲を正確に転写したものに、当該申請箇所を表示するとともに、次に掲げる事項を記入したものとする。

- ア 字名及び地番
- イ 当該公図の所在する法務局名
- ウ 方位、縮尺が表示されている場合には、方位、縮尺
- エ 代替施設の位置
- オ 当該公図の転写年月日及び転写者の資格（職）氏名

なお、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍図が備え付けられている地域においては、上記の手続きにより作成の上、公図とともに提出するものとする。

#### (8)実測平面図

縮尺は、1/250 から1/500 までの間で現況を表示するのに適当なものとし、当該財産の箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した図面に次に掲げる事項を記入したものとする。

- ア 郡、町、区、大字、字名及び地番
- イ 測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名（製図者が別の場合には、その者の資格（職）氏名含む。）
- ウ 水路については、矢印で流れの方向を示すものとし、流量計算を実施する。

- エ 代替施設
- オ 横断面図の横断図

(9)横断面図

縮尺は、1/50 から 1/100 までの間とし、地形に応じて必要箇所について作製した図面に、次に掲げる事項を記入したものとする。

測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名（製図者が別の場合には、その者の資格（職）氏名含む。）

(10)求積図

縮尺は1/100 から 1/500 までの間とし、面積求積線及びその数値を記入した図面に、次の掲げる事項を記入したものとする。

ア 作製者の資格（職）氏名

イ 面積計算表

なお、求積図作製方法は、次のとおりとする。

(ア) 登記可能な面積ごとに求積するものとする。その場合にはブロックごとに番号を付けるものとする。

(イ) 求積上の単位は、長さを「メートル」とし、面積を「平方メートル」とする。

(ウ) 各ブロックの面積の端数処理は、各計算式において単位以下4位までを算出し、その総合計を単位以下3位以下を切り捨てるものとする。

(エ) 面積求積線は、少なくとも1/100メートルまで求めるものとする。

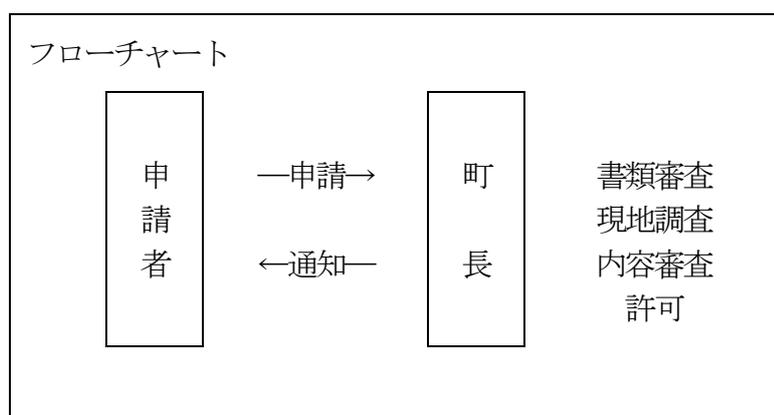
(11)改築による拡張地について、権原を有することを証する書面（拡張地が申請書の所有地であるときは土地登記事項証明書又は売買契約書の写し、拡張地が他の者の所有地であるときはその者の改築に対する同意書）

(12)改築後の構造図

(13)改築許可の申請者が法人（国又は法令により設置された公社、公団等を除く。）である場合は、その資格を証する書面

(14)現況写真

(15)その他町長の必要と認める図書



#### 4 審査及び寄附受納書の交付

(1)町長は、申請書の提出があった場合には、遅滞なくこれを調査するものとし、補正を要するものについては、速やかに申請者に対して補正を求めるものとする。

(2)町長は、上記の規定による審査後、速やかに現地調査を行い、要件等に適合すると認められたものについては、その改築を許可するものとし、申請人に対して許可書（様式第9号）を交付するものとする。

(3)留意事項

- ア 申請が定める要件を満たしているか。
- イ 工事完成後においては、現地を確認の上、拡張した土地等については、速やかに定める公共用財産寄附の手続きをとるよう指導すること。
- ウ 他の法令等に基づく許認可等と整合性が図られているか。

5 工事の着手

申請者は、公共用財産の施設の工事に着手する前に着手届（様式第7号）を提出するものとする。

6 完成検査

(1)申請者は、公共用財産の施設の工事が完成後、速やかに完成届（様式第7号）を次に掲げる図書を添えて、提出するものとする。

- ア 工事の工程ごとの写真（1断面につき1箇所程度）
- イ 新たに設置した境界標識による官民境界がわかる写真
- ウ その他町長の必要と認める書類

(2)町長は、上記の規定により完成届が提出されたときは、工事完成検査を行うものとする。

第5節 用途変更

1 意義

里道の用途を変更して水路として使用する場合のように公共用財産としての性質を変更させることなく、その用途のみを変更させる手続きについて定めたものである。

2 要件

公共用財産の付替に伴って新築財産の現況の里道、水路と交差（あるいは取り込み。）するため、その部分について用途を変更させる必要があること。

3 公共用財産の用途変更申請

公共用財産の用途変更をしようとする者は、町所管公共用財産用途変更申請書（様式第10号）に、次に掲げる図書を添えてこれを町長に提出するものとする。

- (1)用途変更の理由書
- (2)印鑑証明書
- (3)官民境界協定図写し又は隣接土地所有者の境界同意書
- (4)隣接土地登記事項証明書及び隣接土地所有者一覧表（様式第2号）
- (5)利害関係人の同意書（水利権者、隣接土地所有者、区長等の同意書）（様式第3号）
- (6)位置図

縮尺は、申請箇所を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ、建物、道路、橋、神社等主要な物件を記入した図面に当該財産を表示したもの

とする。ただし、既刊の地図に当該申請箇所を表示したものをもってこれに代えることができる。

(7)閉鎖字限図及び公図等

法務局備付けの公図等から当該申請箇所及び隣接土地のすべてを含む広い範囲を正確に転写したものに、当該申請箇所を表示するとともに、次に掲げる事項を記入したものとする。

ア 字名及び地番

イ 当該公図の所在する法務局名

ウ 方位、縮尺が表示されている場合には、方位、縮尺

エ 代替施設の位置

オ 当該公図の転写年月日及び転写者の資格（職）氏名

なお、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍図が備え付けられている地域においては、上記の手続きにより作成の上、公図とともに提出するものとする。

(8)実測平面図

縮尺は、1/250 から1/500 までの間で現況を表示するのに適当なものとし、当該財産の箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した図面に次に掲げる事項を記入したものとする。

ア 郡、町、区、大字、字名及び地番

イ 測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名（製図者が別の場合には、その者の資格（職）氏名含む。）

ウ 水路については、矢印で流れの方向を示すものとし、流量計算を実施する。

エ 代替施設

オ 横断面図の横断面図

(9)横断面図

縮尺は、1/50 から1/100 までの間とし、地形に応じて必要箇所について作製した図面に、次に掲げる事項を記入したものとする。

測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名（製図者が別の場合には、その者の資格（職）氏名含む。）

(10)求積図

縮尺は1/100 から1/500 までの間とし、面積求積線及びその数値を記入した図面に、次の掲げる事項を記入したものとする。

ア 作製者の資格（職）氏名

イ 面積計算表

なお、求積図作製方法は、次のとおりとする。

(ア) 登記可能な面積ごとに求積するものとする。その場合にはブロックごとに番号を付けるものとする。

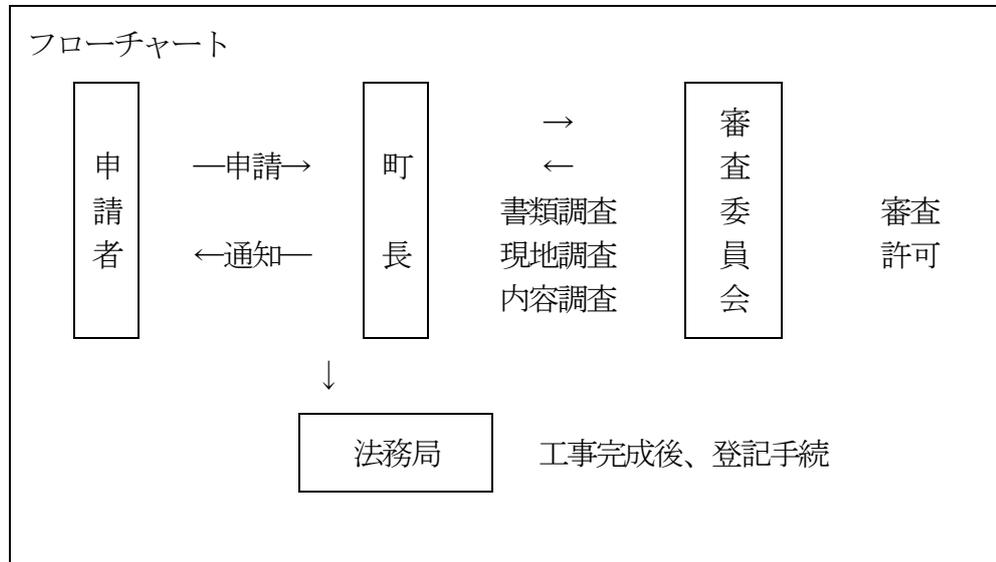
(イ) 求積上の単位は、長さを「メートル」とし、面積を「平方メートル」とする。

(ウ) 各ブロックの面積の端数処理は、各計算式において単位以下4位までを算出し、その総合計を単位以下3位以下を切り捨てるものとする。

(エ) 面積求積線は、少なくとも1/100メートルまで求めるものとする。

(11)用途変更後の構造図

- (12) 用途変更の申請者が法人（国又は法令により設置された公社、公団等を除く。）である場合にはその資格を証する書面
- (13) 現況写真
- (14) その他町長の必要と認める図書



#### 4 審査及び許可書の交付

- (1) 町長は、用途変更申請書の提出があった場合には、遅滞なくこれを調査するものとし、補正を要するものについては、速やかに申請者に対して補正を求めるものとする。
- (2) 町長は、前号の規定による調査後、速やかに現地調査を行い、要件等に適合すると認められるものについては、審査委員会で審査するものとする。
- (3) 留意事項
  - ア 申請が定める要件を満たしているか。
  - イ 工事完成後においては現地確認の上、表示登記又は分筆登記等の登記手続きに必要な書類を提出させ、その手続きを行うこと。
  - ウ 水路の付替により新設水路が里道と交差する場合には、水路優先の原則（普通河川の管理上、水系が断絶するのは好ましくなく財産的にも水路敷として明確化するべきである。）から里道敷を水路敷に用途変更する。
  - エ 里道の付替により新設の里道が水路を取り込む場合で、当該水路が水路としての機能を有していないときは、水路敷を里道敷に用途変更する。
  - オ 付替に伴い用途変更する場合には、同一申請にさせること。
  - カ 他の法令等に基づく許認可等と整合性が図れているか。

#### 5 同意書の交付

町長は、公共用財産の用途変更が許可された場合には、申請者に対して許可書（様式第11号）を交付するものとする。

#### 6 工事の着手

申請者は、公共用財産の施設の工事に着手する前に着手届（様式第7号）を提出するものとする。

## 7 完成検査

- (1)申請者は、公共用財産の施設の工事が完成後、速やかに完成届（様式第7号）を次に掲げる図書を添えて、提出するものとする。
  - ア 工事の工程ごとの写真（1断面につき1箇所程度）
  - イ 新たに設置した境界標識による官民境界がわかる写真
  - ウ その他町長の必要と認める書類
- (2)町長は、上記の規定により完成届が提出されたときは、工事完成検査を行うものとする。

## 第6節 寄附受納

### 1 意義

寄附とは、当事者の一方（個人又は法人）が、ある財産を相手側（町）に与える意思を表示し、相手方がこれを受諾することによって成立する契約であり、民法上の贈与である。本節は、公共団体又は私人が公共物の代替施設を設置したときに新たな施設を町に寄附する手続きについて定めたものである。

### 2 要件

- (1)町による工事完成検査後に寄附受納すること。
- (2)寄附者の真意に十分注意して付帯条件がある場合には受納しないこと。
- (3)寄附を受けようとする施設は、用途廃止しようとする財産に対して代替性を有しているものに限られ、その他の財産をみだりに寄附受納しないこと。

### 3 公共用財産の寄附申出

代替施設（その敷地を含む。）について町に寄附しようとする者は、寄附申出書（様式第12号）に次に掲げる図書を添えて、これを町長に提出するものとする。

#### (1)寄附の理由書

#### (2)位置図

縮尺は、申請箇所を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ、建物、道路、橋、神社等主要な物件を記入した図面に当該財産を表示したものとする。ただし、既刊の地図に当該申請箇所を表示したものをもってこれに代えることができる。

#### (3)閉鎖字限図及び公図等

法務局備付けの公図等から当該申請箇所及び隣接土地のすべてを含む広い範囲を正確に転写したものに、当該申請箇所を表示するとともに、次に掲げる事項を記入したものとする。

##### ア 字名及び地番

##### イ 当該公図の所在する法務局名

##### ウ 方位、縮尺が表示されている場合には、方位、縮尺

##### エ 代替施設の位置

##### オ 当該公図の転写年月日及び転写者の資格（職）氏名

なお、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍図が備え付けられている

地域においては、上記の手続きにより作成の上、公図とともに提出するものとする。

(4) 実測平面図

縮尺は、1/250 から1/500 までの間で現況を表示するのに適当なものとし、当該財産の箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を表示した図面に次に掲げる事項を記入したものとする。

ア 郡、町、区、大字、字名及び地番

イ 測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名（製図者が別の場合には、その者の資格（職）氏名含む。）

ウ 水路については、矢印で流れの方向を示すものとする。

エ 代替施設

オ 横断面図の横断面図

(5) 横断面図

縮尺は、1/50 から1/100 までの間とし、地形に応じて必要箇所について作製した図面に、次に掲げる事項を記入したものとする。

測量の年月日及び測量者の資格（職）氏名（製図者が別の場合には、その者の資格（職）氏名含む。）

(6) 地積測量図写し

(7) 寄附をする土地の登記事項証明書

(8) 登記承諾書（様式第13号）

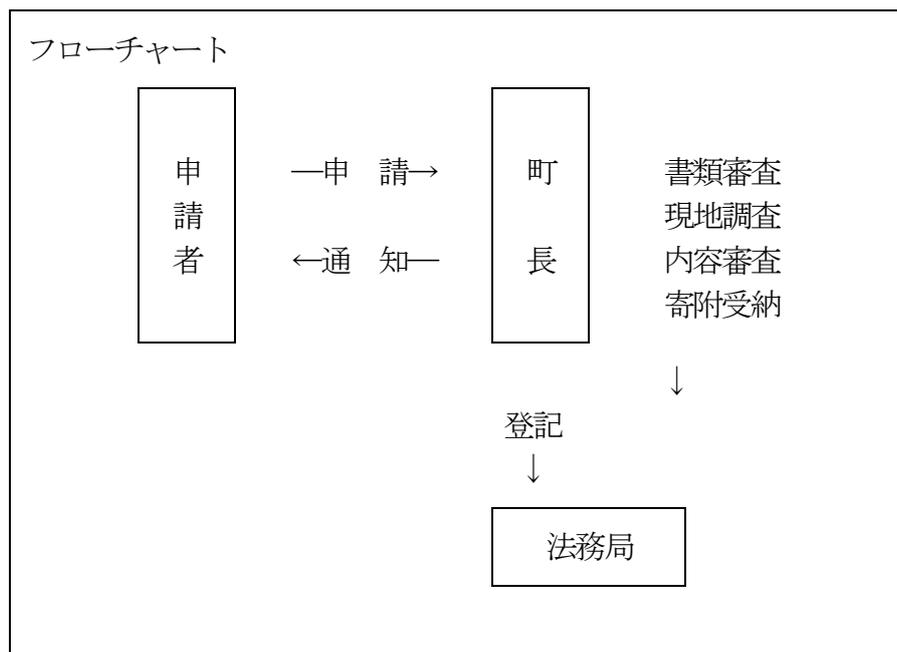
(9) 登記承諾者の印鑑証明書

(10) 寄附の申出人が法人（国、公共団体又は法令により設置された公社、公団等を除く。）である場合にはその資格を証する書面

(11) 帰属承諾書（様式14号）

(12) 現況写真

(13) その他町長の必要と認める図書



#### 4 審査及び寄附受納書の交付

- (1) 町長は、寄附申請書の提出があった場合には、遅滞なくこれを審査するものとし、補正を要するものについては、速やかに申請者に対して補正を求めるものとする。
- (2) 町長は、前号の規定による審査後、速やかに現地調査を行い、要件等に適合すると認められたものについては、その施設（敷地を含む。）の寄附を受けるものとし、申出人に対して寄附受納書（様式第15号）を交付するものとする。
- (3) 町長は、寄附受納した施設の敷地については、直ちに公共用財産として町への所有権移転の登記手続きを行うものとする。
- (4) 留意事項
  - ア 申請が定める要件を満たしているか。
  - イ 寄附を受ける土地について所有権以外の権利設定がある場合には、それらの権利を消滅させること。
  - ウ 一筆の土地の一部について寄附受納する場合には、分筆登記の手続きを先行させておくこと。

### 第7節 地図訂正

#### 1 意義

法務局備付けの公図等につき、公共用財産の表示等に誤りがある場合に、法務局に地図訂正の申出をしようとする者からの申請に基づき公共用財産の所有者として同意する場合の取扱いについて定めたものである。

#### 2 要件

公図の表示と現地の土地の位置や形状が異なる場合において、公共用財産の利用形態、現地の占有関係、古図、古老等の証言及びその他の合理的な証拠から、その原因が公図の表示誤りに起因するものであり、公図が本来あるべき筆界線を示していないと認められること。

#### 3 公共用財産の地図訂正同意申請

公共用財産の地図訂正同意申請書を提出しようとする者は、地図訂正同意申請書（様式第16号）に次に掲げる図書を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 地図訂正の理由書
- (2) 隣接土地登記事項証明書及び隣接土地所有者一覧表（様式第2号）
- (3) 位置図

縮尺は、申請箇所を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ、建物、道路、橋、神社等主要な物件を記入した図面に当該財産を表示したものとする。ただし、既刊の地図に当該申請箇所を表示したものをもってこれに代えることができる。

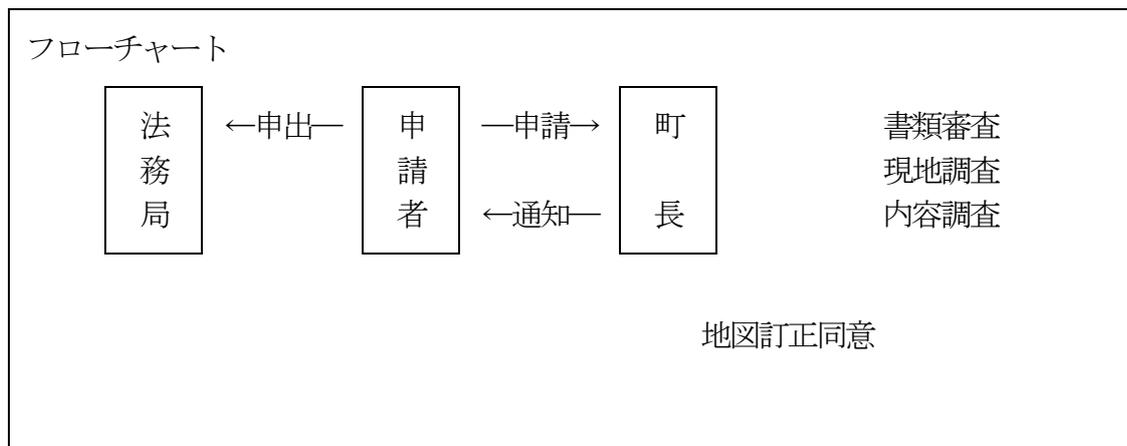
- (4) 閉鎖字限図及び公図等

法務局備付けの公図等から当該申請箇所及び隣接土地のすべてを含む広い範囲を正確に転写したものに、当該申請箇所を表示するとともに、次に掲げる事項を記入したものとする。

- ア 字名及び地番

- イ 当該公図の所在する法務局名
  - ウ 方位、縮尺が表示されている場合には、方位、縮尺
  - エ 代替施設の位置
  - オ 当該公図の転写年月日及び転写者の資格（職）氏名
- なお、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍図が備え付けられている地域においては、上記の手続きにより作成の上、公図とともに提出するものとする。

- (5) 訂正前及び訂正後の土地所在図等
- (6) 隣接土地所有者の同意書（印鑑証明書は写しでも可）
- (7) 利害関係人（水利権者、区長等）の同意書
- (8) その他町長の必要と認める書類（古図、現況写真等）



#### 4 審査及び同意書の交付

- (1) 町長は、地図訂正同意申請書の提出があった場合には、遅滞なくこれを審査するものとし、補正を要するものについては、速やかに申請者に対して補正を求めるものとする。
- (2) 町長は、前号の規定による審査後、速やかに現地調査を行い、要件等に適合すると認められたものについては、地図の訂正に同意するものとする。
- (3) 留意事項
  - ア 公共用財産の地図訂正同意申請が、定める要件を満たしているか。
  - イ 地図訂正の同意は、公図の表示が公共用財産の本来あるべき筆界線と相違することが合理的な資料により確認できた場合に行うこと。
  - ウ 官民有地境界協定事務を伴う場合には、境界確定権限者と事前に調整を図ること。

## 第8節 雑則

### 1 提出書類の部数

申請書の種類	提出部数	備考
付替申請書	2部	+事務引き継ぎ用1部
寄附申出書	2部	
用途廃止申請書	2部 (ただし、用途廃止財産の数量が5,000 m <sup>2</sup> を超える場合は、3部)	+事務引き継ぎ用1部
改築許可申請書	2部	
用途変更申請書	2部	
地図訂正同意申請書	2部	

### 2 文書の保存

- (1) 建設課においては、公共用財産引継台帳を備え付け、公共用財産の引継ぎの経過を明確にするものとする。
- (2) 事務処理の完結した書類は、各件、処理年度ごとに整理し、文書取扱規程等に基づき保管するものとする。

(様式第1号)

町所管公共用財産用途廃止申請書

年 月 日

多可町長 様

(申請人) 住所  
氏名

印

下記の町所管公共用財産について、用途廃止くださるよう関係図書を添えて申請します。

記

位 置	種 類	現用途	面積 (㎡)

(記載要領)

- 1 位置については、郡、町、区、大字、字、地番をもって表示すること。ただし、当該土地が無番地の場合は、隣接地の地番を使用し、××番地先と表示すること。
- 2 現用途の欄は、当該土地の現在の用途（申請時における用途）を記入すること。

(様式第2号)

隣接土地所有者一覧

多可郡多可町 区大字

字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者	同意書の有 無	備考

年 月 日

神戸地方法務局  
出張所にて調査

支局

調査者

(様式第3号)

( ) 同意書

年 月 日

多可町長 様

(同意者) 住所  
氏名

印

このたび、下記の町所管公共用財産を ( ) することに同意します。

記

1 公共用財産の位置、面積等

位 置	種 類	面 積 (㎡)

2 申請者

住 所  
氏 名

3 その他

(記載要領)

( ) については、それぞれの申請に適した字句を記入すること。

(様式第4号)

多建第 号  
年 月 日

多可町財政課長 様

多可町建設課長

引 継 通 知 書

町所管公共用財産の廃止に伴い、下記により町有財産の引継ぎをしたいので通知します。

記

- 1 財産の所在
- 2 用途廃止の理由  
付替工事完成  
公共用財産として効用を果たしていないため
- 3 用途廃止年月日 年 月 日
- 4 添付書類  
用途廃止申請書写し

(様式第5号)

町所管公共用財産付替申請書

年 月 日

多可町長 様

(申請人) 住所  
氏名

印

下記により町所管公共用財産（里道、水路）の付替を行いたいので、関係図書を添えて申請します。

記

1 公共用財産の位置、面積等

位 置	種 類	面積 (㎡)

2 新設予定財産の位置、面積等

位 置	種 類	面積 (㎡)

3 付替を必要とする理由

4 工事の着手及び完成の時期

着工 年 月 日

完成 年 月 日

5 その他

(記載要領)

位置については、郡、町、区、大字、字、番地をもって表示すること。ただし、無番地の場合は隣接地の地番を使用し、××番地先と表示すること。

(様式第6号)

多建第 号  
年 月 日

様

多可町長 印

町所管公共用財産付替許可書

年 月 日付で申請のあった町所管公共用財産（里道・水路）の付替については、次の条件を付して許可します。

1 付替工事施工位置は、次の各箇所であって、申請書添付図面のとおりとする。

(1)公共用財産の位置、面積等

位 置	種 類	面 積 (㎡)

(2)新設予定財産の位置、面積等

位 置	種 類	面 積 (㎡)

- 2 工事は、着手、完成とも直ちに届け出て、町長の指示及び検査を受けること。
- 3 本工事施工に伴い町又は第三者に損害を及ぼしたため賠償を必要とするときは、すべて許可を受けたものがその賠償の責を負う。
- 4 工事完成後は、町長の指示を受けて現地必要箇所に境界杭を設置すること。
- 5 工事完成後は、登記手続きに必要な図書を作成の上、町へ提出すること。

(様式第7号)

法定外公共物工事（着手・完成）届

年 月 日

多可町長 様

住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付で許可を受けた法定外公共物に係る工事（に着手したので届け出ます／が完成したので、検査くださるようお願いします）。

記

1 財産の所在及び数量

2 工事の目的

3 工事（着手／完成）年月日 年 月 日

連絡先 氏 名  
担当者  
電 話

完成届添付資料

※1. 工事の工程ごとの写真を添付すること。（1断面につき1箇所程度）

※2. 施工後の写真の中に、境界確認書のデータ等をもとに、現地で法定外公共物の幅員をスタッフ等で明示するとともに、新たに設置した境界標識による官民境界がわかる写真を添付すること。

(記載要領)

( ) については、それぞれの申請に適した字句を使用すること。

(様式第8号)

町所管公共用財産改築許可申請書

年 月 日

多可町長 様

(申請人) 住所  
氏名

印

下記により町所管公共用財産の改築を行いたいので、関係図書を添えて申請します。

記

1 公共用財産の位置、面積等

位 置	用途	面積 (㎡)

2 改築を必要とする理由

3 工事の着手及び完成の時期

着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 その他

(記載要領)

位置については、郡、町、区、大字、字、地番をもって表示すること。ただし、当該土地が無番地の場合は、隣接地の地番を使用し、××番地先と表示すること。

(様式第9号)

多建第 号  
年 月 日

様

多可町長 印

町所管公共用財産改築許可書

年 月 日付で申請のありました町所管公共用財産の改築については、次の条件を付して許可します。

記

1 工事施行箇所は、次の各箇所であって、申請書添付図面のとおりとする。

位 置	種 類	面積 (㎡)

- 2 工事は、着手、完成とも直ちに届けて、町長の指示及び検査を受けること。
- 3 本工事は施工に伴い町又は第三者に損害を及ぼしたため賠償を必要とするときは、すべて許可を受けたものがその責を負う。
- 4 工事完成後は、町長の指示を受けて現地必要箇所に境界杭を設置すること。
- 5 新設財産については、その施設を含めて町に寄附の手続きをすること。

(様式第 10 号)

町所管公共用財産用途変更申請書

年 月 日

多可町長 様

(申請人) 住所  
氏名

印

下記により町所管公共用財産の用途変更を行いたいので、関係図書を添えて申請します。

記

1 公共用財産の位置、面積等

位 置	用途 (変更前)	用途 (変更後)	面積 (㎡)

2 用途変更を必要とする理由

3 工事の着手及び完成の時期

着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 その他

(記載要領)

位置については、郡、町、区、大字、字、地番をもって表示すること。ただし、当該土地が無番地の場合は、隣接地の地番を使用し、××番地先と表示すること。

(様式第 11 号)

多建第 号  
年 月 日

様

多可町長 印

町所管公共用財産用途変更許可書

年 月 日付で申請のありました町所管公共用財産の用途変更については、次の条件を付して許可します。

記

1 工事施行箇所は、次の各箇所であって、申請書添付図面のとおりとする。

位 置	種 類		面積 (㎡)
	変更前	変更後	

- 2 工事は、着手、完成とも直ちに届け出て、町長の指示及び検査を受けること。
- 3 本工事は施工に伴い町又は第三者に損害を及ぼしたため賠償を必要とするときは、すべて許可を受けたものがその責を負う。
- 4 工事完成後は、町長の指示を受けて現地必要箇所に境界杭を設置すること。
- 5 工事完成後は、登記手続きに必要な図書を作成の上、町へ提出すること。

(様式第 12 号)

寄 附 申 出 書

年 月 日

多可町長 様

(申請人) 住所  
氏名

印

下記土地を ( ) 用地として関係図書を添えて町に寄附します。

記

土地の所在	地 番	地 目	面積 m <sup>2</sup> (公簿)

(記載要領)

( ) については、施設の名称を記入すること。

(様式第 13 号)

登 記 承 諾 書

年 月 日

多可町長 様

(承諾者) 住所  
氏名

印

私の所有に係る下記の不動産を寄附により ( ) 用地として町に所有権移転登記されることを承諾します。

記

土地の所在	地 番	地 目	面積 m <sup>2</sup> (公簿)

(記載要領)

( ) については、施設の名称を記入すること。

(様式第 14 号)

帰 属 承 諾 書

本申請の工事の施行に伴う、道路、水路又はその附属物を構成する物件は寄附受納と同時に、  
無償にて町に帰属することを承諾します。

年 月 日

多可町長 様

(承諾者) 住所  
氏名

印

(様式第 15 号)

寄 附 受 納 書

多建第 号  
年 月 日

様

多可町長 印

年 月 日付をもって申出のありました下記土地については（ ）用地として施設とともに町で受納します。

記

土地の所在	地 番	地 目	面積 <sup>m<sup>2</sup></sup> (公簿)

(様式第 16 号)

地図訂正同意申請書

年 月 日

多可町長様

(申請人) 住所  
氏名

印

下記により地図訂正の同意願いたく、関係図書を添えて申請します。

記

1 申請箇所

多可郡多可町 区 番 地先

2 隣接公共施設名

3 添付書類

- (1) 地図訂正理由書
- (2) 隣接土地登記事項証明書及び隣接土地所有者一覧表
- (3) 位置図
- (4) 法務局備付け公図写し
- (5) 隣接土地所有者の同意書
- (6) 利害関係者の同意書 (水利権者、区長等の同意書)
- (7) 訂正前及び訂正後の土地所在図
- (8) その他町長の必要と認める図書